

木上と片岡

岩本次郎

はじめに

関を指す時は「木上司」のように記す)、所論の当否について、諸賢の叱正を願うものである。

いわゆる「長屋王家木簡」の中に、長屋王家の経済的基盤を形成

する「御田」「御園」(以下、「御田」等という)の名が数多く見える。これは周知のことである。この「御田」等がもつ歴史的意義については、すでに公にされているが⁽¹⁾、多様な諸側面を有する事柄であるため、今後に課せられた問題も少なくないといえよう。⁽²⁾

そうした問題の一つに「御田」等の個別的研究があろう。個々の「御田」等の所在地の確定や人的構成と収穫物の收取形態、いかかれば邸外における一家政機関の經營形態を出来るだけ明かにし、そこから古代の交通路や伝領関係、収奪体系などを解明しなければならないのである。

小論では、「長屋王家木簡」に散見する邸外の家政機関に属する

木上(司)と片岡(司)をとりあげて、右のような課題の一端の解明を試みようとするものであるが(以下、地名を論じる場合は「木上」、機

一 木簡にみえる木上と片岡

まず「長屋王家木簡」のうち、木上と片岡に関するものを掲げておく。

1 ○木上進 供養分米六斗

○各田部逆 七月十四日 秦廣嶋

甥万呂

152・21・3 011 T B11
(111—104)

2 木上進 竹百六根 付□ 十一月廿□□□
〔四田か〕

(206)・30・6 019 T B11
(111—104)

3 木上進 糜米四斛 各田部逆

十一月廿一日 忍海安麻呂

208・29・5 011 T B11
(111—104)

木上と片岡

- 4 ○城上進□ (179)・21・5 019 T C11
 (11月—6月)
- 5 • 木上司進採交四斗□ ○
 • 十一月十日忍海安麻呂○
- 6 木上進 焼米一斗 阿支比 右三種 稲末呂^二
 ラム
 ラム
 =八月八日忍海安万呂○
- 7 • 木上司等十一月日數進新田部形見
 忍海安万呂 日卅夕廿六
- 8 • 木上御馬司大伴鳥九月常食
 • 請申 一日分一升 廿日分米三斗
- 9 • 符片岡司等 春日□
 • 十一月四日□
- 10 • 片岡進上蓮葉卅枚 持人都夫良女
 • 御園作人功事急々受給 六月一日真人○
- 11 • 片岡進上青六斛一斗束在 ○
 • 十尺束駄六四 持丁木部足人
 十月十八日真人○
- 12 • 片岡進上交菜一斗 奴奈波五把右二種○
 • 持人宿奈女 十一月廿五日真人○
 266・26・5 011 T D11
 (11月—9月)
- 13 • 片岡交易進上 阿射美十二尺束
 布々伎二尺束
 右十四尺束 直廿八文
 一束各二文
 =駄一匹□
- 14 • ○片岡進上蓮葉卅枚 持人□
 都夫良○
- 15 • ○女 六月廿四日 真人○
 179・35・3 011 T C11
 (11月—30月)
- 16 • 片岡進上青二斛束四尺束駄
 片岡進上青三斛束四尺束駄
 檜前連 寸嶋
 十月十四日 真人白田古人○
- 179・21・5 019 T C11
 (11月—6月)
- 187・(19)・2 081 T F11
 (11月—6月)
- 310・39・2 011 T B11
 (11月—6月)
- 334・30・9 011 T D11
 (11月—28月)
- (361)・(36)・6 081 T C11
 (11月—9月)
- 306・(19)・4 081 T C11
 (11月—9月)
- 230・25・2 011 T G11
 (11月—9月)
- 213・23・2 011 T B11
 (11月—9月)

17

- ・片岡進上菁七斛七斗束三尺束駄四匹 ○

・持人木部百嶋 十月十一日真人 倭万呂○

247・28・2 011 T C11

(11五一6上3)

あって、秦広島・忍海安麻呂は米飯支給木簡の出納責任者として現れることも多く、邸外の木上司にいたのが、邸内に戻り、中枢部の事務にたずさわっていたのである。

18

- ・片岡進菁三斛二斗束五尺束駄二匹 ○

・丁木部百嶋 十月廿四日 真人 倭万呂○

136・18・2 011 T B11

(11五一6上4)

片岡進上菁廿四□□○

(151)・(17)・2 081 T E11

(11五一6上6)

- ・片岡進□菁七斛八斗束一尺束駄四匹 ○

・持人□万呂 十三日 真人
○ 256・29・2 011 T B11

(11五一6下3)

- ・○片岡進上□三斗五升 持人
良女○

・○片岡進上□三斗五升 持人
良女○

200・26・3 011 T B11

(11五一30下4)

片岡司からの進上物は蓮葉、菁(カブラ)、奴奈波(ジュンサイ)、アザミ、フキ、桃(?)など蔬菜樹果に限られている。また蓮葉、奴奈波を進上することから、池沼の存在が知られる。そして「御園作人」の功料が請求されていることから、片岡司は「御園」であり、その耕作に農民が雇われていたこと、持人とか持丁とか呼ばれる身分の人々の存在がわかる。

ここで注意されるのは、すでに指摘されていることであるが、木

二 木上の位置について

上司では秦広島・忍海安麻呂、片岡司では道守真人らの責任者が居て、彼らは告朔の報告を送っていることから知られるように、勤務日数により勤務評定を受けていた。それに各部署間での人事異動も

つぎに木上司の所在地であるが、『万葉集』中の明日香皇女及び

高市皇子に対する柿本人麻呂の挽歌など（一一九六／一〇一、一三一
三三二四／三三三六）にみえる木庭殯宮・木庭之宮・城上殯宮・木上
宮・城於道・城上宮（地名はいずれもキノへと訓む。⁽⁶⁾ 以下、この殯宮の表
記を出来るだけ木上殯宮に統一するが、論述の過程で特に意味をもたせる場
合はこの限りでない）の位置との関わりにおいて検討する必要がある
う。

従来の通説は、『和名抄』にみえる大和国広瀬郡の城戸郷の城戸
をキノへと読み、『延喜式』卷二十二（諸陵寮）に、高市皇子の三立
岡墓が「在大和國広瀬郡、兆域東西六町、南北四町、無守戸」と記
されることから、広瀬郡内に求められていたのである。

ところが、この通説に対して和田萃氏⁽⁷⁾は明日香皇女の「木庭の殯

宮」の挽歌で、柿本人麻呂は明日香皇女の名にちなむ明日香川を歌
い、また、短歌二首でも同様であり、これは、「木庭の殯宮」の位
置が飛鳥川に近かつたからに他ならないとし、木上は明日香村大字
飛鳥小字木部であるとの見解を出されたのである。和田説の大きな
支えとなっているのは、高市皇子の葬列が、皇子が日常起居してい
た埴安の御門の原にある香具山宮を出て、百濟の原を経ながら木上
殯宮に到達するのであるが、現在藤原宮跡内に東西二町にわたって
小字東百濟・百濟・西百濟の地名があり、その付近を百濟川とい
う小川が流れていることである。

この和田説が有力な学説として定着したかに思えたのであるが、⁽⁸⁾

近時、相次いで反論が提出された。

まず、平林章仁氏⁽⁹⁾が和田説の論点を詳細に批判された結果、百濟
の原の地は広瀬郡の百濟でよく、木上の殯宮の位置は現百濟寺の北
ないしはその周辺に比定し得るとすれば、高市皇子の三立岡墓（広
陵町三吉）とも近く、柿本人麻呂の挽歌も無理なく理解できるものと
考へる、との見解を示された。敏達天皇の百濟大井宮への遷宮から
発して、同天皇系王統の広瀬郡進出という壮大なテーマの展開の中
での精緻な論述で、論点は多岐にわたるが説得的である。

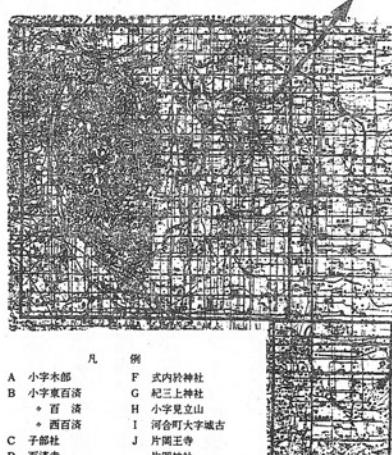
つぎに最近、福原栄太郎氏⁽¹⁰⁾が長屋王家の形成に関連して、この問
題についても一節を設けて論じられているので、その要点をまず列
記したい。

①長屋王家木簡の一つに、「符召医許母矣進出急々」とある「許
母」は『続日本紀』（以下、特に出典を示さない場合は『続日本紀』を示
す）養老五年（七二二）正月甲戌条で「医術」の師範に堪える人物と
して賞賜を加えられた太羊甲許母、神龜元年（七二四）五月辛未条で、
城上連を賜った正六位下の胛巨茂、『武智麻呂伝』大方士（医家）の
一人として、名の見える城上連真立と同一人物であり、城上連の賜
姓は『和名抄』にみえる大和国広瀬郡城戸郷（現、北葛城郡広陵町）に
比定されること。

②木上殯宮の位置は、平林章仁説⁽¹¹⁾、すなわち「大和國弘福寺牒」⁽¹²⁾
「大和弘福寺牒案」などに「木戸池内」として広瀬郡二十二条五・



第1図 「木上と片岡」関係図



- | 凡　例 | |
|-----------|-----------|
| A 小字木部 | F 式内神社 |
| B 小字東百瀬 | G 紀三上神社 |
| 。百瀬 | H 小字見立山 |
| 。西百瀬 | I 河合町大字城古 |
| C 子部社 | J 片岡王寺 |
| D 百瀬寺 | K 片岡尼寺 |
| E 旧地名「ホヘ」 | 。 「ホヘ田」 |
- (A), (B)については第四図参照。



六里及び二十二条四里があげられ（第1図(B)地区）、現広陵町大塚・

新田付近に比定されることや『百濟莊差圖⁽¹⁴⁾』に広瀬郡十九条二里一一

十一坪、二十八坪の坪固有名がそれぞれ「木へ」「木へ田」であることなどから、現百濟寺の北ないしその周辺（第1図）に比定できる、との説を採る。

③高市皇子が居住していた埴安の御門の原に建つ「香来山之宮」は、香具山の西麓にあつたが、挽歌にいう葬列は、そこから「百濟之原」を経て、「木上宮」に向かうと詠み、あるいは「城於道」より「石村」（磐余）を見ながら通過して葬り奉ればとしており、磐余の地を香具山の北麓、樅原市池尻町から桜井市池之内にかけてのかつての磐余池付近とすれば、葬列は北に向かっていることを示すが、木上を明日香村の木部とすると、南に向かわねばならず、石村を見ながらというわけにはいかない。福原説は概略右のように受け取れる。

ここで、私見を述べると、まず明日香皇女の「木庭の殯宮」の挽歌は、実際に歌全体が飛鳥の地に集約されており、同じ人麻呂の献呈にかかる高市皇子の挽歌とは別の趣がある。またことさらに木庭と難字を用いているため、木上や城上とは異なった殯宮の地を表しているのかとも考えられるほどである。しかし、それを断案とするだけの国語学的能力を持ち合わさないため、ここでは人麻呂があくまで明日香皇女の名にこだわって歌い上げた表現にすぎないと解し

ておく。

つぎに、現在藤原宮跡内に東西二町にわたって小字東百濟・百濟・西百濟の地名があることを重視する説への最も素朴な疑問として、高市皇子は持統十年（六九六）七月に没しているが、もし葬列が飛鳥の木部へ南下したとすると、建都二年後の藤原京内を通過することになり、条坊制の土地区画をもち、都市的様相を示しているその通過地点を「百濟の原」と呼ぶであろうかということである。歌の叙情的表現と解釈できなくもないが、現実に宮城が設営占地している一帯をあえて「百濟の原」と表現するものであろうか。

また葬列が「百濟の原」を通りながら中ツ道を南下し、天の香具山の頂上付近を通過したとの考え方も成り立つまい。この山の神聖性⁽¹⁵⁾から禁忌にふれ、通過は有り得ないと思われる。さらに『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に「於百濟川側子部社 切排而院寺家建九重塔」とあり、『日本三代実録』元慶四年（八八〇）十月廿日条にも「子部大神在寺近側。舍怨屢燒堂塔」とある百濟川を現在の曾我川とし、子部社を樅原市大字飯高にある子部神社とすれば、百濟寺とも指呼の間である（この点に関しても和田説に対する平林氏の反論が詳細である）。したがって「百濟の原」は史料的にも古く遡れる広瀬郡の百濟とみなすほうがよいと思われる。

「百濟の原」の地を右のように断じると、木上殯宮の位置は前述の「木戸池内」を中心とする地域と解することが出来るのである。

すなわち平林氏は「木へ」「木へ田」の地、すなわち現在の小字名が「久部垣内」「久部田」として残存している⁽¹⁷⁾百濟寺の北辺りと解されるが、「百濟の原」を過ぎてという挽歌の内容を考慮すれば若干疑問があり、もう少し西寄りの「木戸池内」あたりと理解したほうがよいのではなかろうか（第1図Bの位置）。

さらに付け加えるなら、広陵町三吉の旧齊音寺の集落にある紀三上神社は紀之上神社のこととする考え方もあり、さらに同町大塚の式内於神社を「城宮」とも称することから、当地を城戸（城於）とする説⁽¹⁸⁾もある。木上の地（後の『和名抄』にいう城戸郷）は広瀬郡の南部の馬見丘陵南端部とその丘寄りに南北に広がっていたのではなかろうか（「木戸池内」については第四章でも後述する）。

なお並河永の『大和志』⁽²⁰⁾が、広瀬郡の「郷名」項で、城戸について「已廢存河合村」とし、「村里」項で河合を「属邑三其一曰城古」とあるのを受けて、從来、城戸郷を城古（現河合町川合）に当てることが多いが⁽²¹⁾、その非なることは、『東大寺文書』の小東庄関係史料に明白である。すなわち城古は広瀬郡十二条一里・二里にあたるが、「広瀬郡下倉郷十二条一里七坪（四至略）」と見え、城戸郷ではなくて下倉郷に属するのである。

城古説の過ちの素因は『大和志』広瀬郡「山川」の項に、城上岡は「在大塚村」、百濟原は「百濟村」とし、「俱有古歌」とあるのを看過してきたか、軽視してきたことにある。

『大和志』の城上岡は木上殯宮を考慮したもので、「陵墓」の項では高市皇子の三立岡墓を「大垣内村三立山墓畔小冢三」とする。その伝承地は、大塚の集落の西北約1km、大垣内の集落からは約五〇〇m西の現、見立山公園である。殯宮と葬地とは別であり、殯宮が営まれた地点の奥地の丘陵部の一画に墓地が設けられたと解し得るのである。

城上については、『日本書紀』武烈天皇三年十一月条に、「詔大伴室屋大連、発信濃国男丁、作城像於水派邑。仍曰城上也。」という地名起源伝承があり、この水派邑に営まれた水派宮（用明二年四月紀）に居た敏達天皇の皇子押坂彦人大兄皇子の墓と伝える牧野古墳も見立山公園の西北約1kmにあることを強調しておきたい。

なお、福原説の①に示した神亀元年五月辛未条の氏姓の賜与で、注意を払っておかねばならないことがある。それは、城上連を賜つた肝巨茂を含めて渡来系二十二氏に対する連姓を主とするものであるが、このうち与えられた氏の名が居地に因むかとされる城上連、香山連、殖櫻連のほか、國看連が高市皇子への挽歌（『万葉集』二一九九、二三一三三三四）の語句にみえるが、さらに御立連の御立が皇子の葬地、難波連の難波に長屋王の子安宿王の家地などがあつたことなどからして、右の各氏への賜姓は高市皇子もしくは長屋王とただならぬ関係にあつた人々への賜姓であつたことが窺えるのである。

三 片岡の範囲と片岡庄

片岡司の片岡が葛下郡のそれであることは、片岡尼寺跡（現、香芝市尼寺二丁目の般若院とその付近）の出土瓦と長屋王邸の出土瓦のうち、型式が一致するものがあること（六二七二B型式⁽²⁴⁾）から認めてよからう。

片岡の地が広域にわたっていたことは、片岡王寺・式内片岡神社（現、王寺町本町二丁目）及び、その比定に若干問題を残してはいるが、『延喜諸陵寮式』に記す孝靈天皇片丘馬坂陵（王寺町本町三丁目）、顯宗天皇傍丘磐杯丘南陵（香芝市今泉）、武烈天皇傍丘磐杯北陵（香芝市北今市）、茅渟王片岡葦田墓（王寺町本町四丁目に芦田池、また上牧町に大字上牧小字芦田がある）などが散在することで知られる。片岡と呼ばれた地域⁽²⁵⁾は西は葛下川の西岸から東は広瀬郡に属する佐味田川までの馬見丘陵全体をも含んでいたと思われるのである。

寛弘三年（一〇〇六）の「弘福寺牒」や延久二年（一〇七〇）の「興福寺雜役免坪付帳」⁽²⁶⁾の中に、この地域に関わるものとして、大和の大規模主要条里とは異なる真野条（五八里）、墓門条（四六里）といふ特殊条里の記載が存在する。

これについては田村吉永・秋山日出雄両氏⁽²⁷⁾らに先駆的考察があるが、近年この地域に関する文献史料と地名とを詳細に検討された木

村芳一氏の研究成果⁽³⁰⁾によるのが至当と考えられる。

これによると真野条は佐味田川の流域に、墓門条は滝川（秋山説の上牧川）流域にと、秋山説とは逆の比定をされているのであり、里は北から数えるが坪付けは西北隅を一の坪とし東行して折り返す千鳥式である。

史料によれば、墓門条は葛下郡になっているが、真野条は「弘福寺牒」には広瀬郡になつてはいる。しかし「興福寺雜役免坪付帳」や他の「西大寺田園目録」⁽³¹⁾には葛下郡と記されている。このような混乱が起ころうることは、広瀬郡に近いところに真野条があつたらであるということ、また「弘福寺牒」に記された成相里・池上里・池尻田・池上田などの地名から想定される地形と、佐味田川流域の地形が一致しているというが、真野条佐味田説の依りどころとなつてゐる。

この比定に従つて、「興福寺雜役免坪付帳」の葛下郡片岡庄にかかる興福寺領の田地記載のある坪を地図に落とすと、片岡庄は正しく先にみた木上の地に隣接し、高市皇子の墓地伝承地である三立岡を包含していることが明らかとなるのである（第1図真野条五八里）。

また「弘福寺牒」に瓦山一処の四至の記載があり、そのうちの東は「從御立路至坂合郡（部カ）岡」とあり、この御立路は正しく三立岡に通じる道であろう（右に見た片岡庄の南方に香芝市瓦口の集落があるのも、瓦山口の転訛であろう）。

そして「興福寺雜役免坪付帳」によれば、片岡庄の田畠十七町一

段三百卅歩は興福寺の本願田とあり、それを信ずれば藤原不比等の施入田である。何時の施入かは定かでないが、藤原氏と重要な関わりをもつていた地域であることは否定できない。

長屋王家はこの地域に接して、父高市皇子からの伝領地である木上司を大規模な御田として經營しており、また同じ片岡の地に片岡司なる御園を有していたのである。藤原氏との間に微妙な事態が生じる可能性は十分考えられるところであろう。

なお片岡庄域に取り畠まれるよう三立岡が存在することは、高市皇子の没時、すなわち持統十年（六九六）七月十日の直後に、藤原不比等の支配管理下にある土地の近くに墓地の占定がなされたのか、あるいは神亀六年（七二九）二月の長屋王の変の後、藤原氏もしくは興福寺が三立岡を庄地で取り畠むことになったのかは興味深い問題であるが、解明の方法はない。おそらく後者の方が穩当な考え方であろう。

また片岡御園が木上御田に接してあつた場合を想定すると、長屋王の没後、片岡御園そのものも、藤原氏の支配下に組み入れられ、片岡庄の一部となつたとも考えられるが、他面、長屋王邸出土瓦と同型瓦の出土を見る片岡尼寺の付近を片岡御園の故地と考えると少し距離があり、この見解は御園の散在性を考慮した場合に限り首肯できよう。

四 弘福寺領「木戸池内」と法隆寺領木部庄

右に述べてきたことによつて、木上と片岡が比較的近接していることは認め得るかと思う。そして藤原氏の勢力が及ぶ地域とも接しており、木上司と片岡司の存在基盤そのものが微妙なものであったことを窺わせるが、この二つの司のうち、片岡司の終焉については推し量る術がないが、木上御田のその後はいかがであろうか。

私見では木上御田のすべてか、その一部かは不明ながら、木上司を含む木上の地は、弘福寺領「木戸池内」と法隆寺領木部庄にその地名をとどめたと考えたい。

まず弘福寺領「木戸池内」については、前にしばしば言及したが、ここに「木戸池内」をその一部とする広瀬庄の成立に関する井上寛司氏の研究⁽³²⁾を紹介したい。広瀬庄の初見史料は和銅二年（七〇九）の「弘福寺田畠流記帳」⁽³³⁾で、ここでは寺領の所在が「大豆村」と記され、すでに二〇町余の寺領があり、次に寛弘三年（一二〇〇六）・長和二年（一二〇一三）・永承五年（一二〇五〇）・延久四年（一二〇七二）の四通の免除領田史料を検討してみると、広瀬庄成立期の寺領は第1図の(A)地区に十九町余ないし二一町余存在したことが知られる。ところが天平二十年（七八八）の「弘福寺三綱牒」⁽³⁴⁾では、広瀬郡の水陸田庄家瓦山等を詳細に注記し、これらすべてが天平六年に天智天皇の皇

女水主内親王から寄進されたものであると主張しているが、これは和銅二年文書等に記された田畠および庄家以外の寺領、すなわち(B)地区の水陸田と瓦山一処とに限られるというのである。

この(B)地区が寛弘三年の「弘福寺牒」など平安期の文書では、「木戸池内」と記されているのである。和銅二年の段階では所在せず、天平六年の段階で寄進されたとき、木上池内と呼ばれていたとの可能性を考えるのは恣意的すぎるであろうか。水主内親王が果してどの様な手段で、いかなる性格の土地を買得寄進したかは明かでない。

つぎに『太子伝玉林抄』卷十五に「一 法隆寺末寺末庄等事」として十八箇所を掲げ、大和国内の荘園として七箇所あげている中に木部庄の記載がある。他の諸庄のうち、葛木庄（御所市森脇）・佐保田庄（奈良市法蓮佐保田町）を除けば、神南庄（斑鳩町神南）・椎木庄（大和郡山市椎木町）・結崎庄（川西町結崎）・横田庄（大和郡山市発志院町）など、法隆寺に極く近い所が多い。木部庄もその可能性が大である。而して『莊園志料』⁽³⁶⁾は、「和名鈔広瀬郡城戸郷あり、其の地の莊となりしものなるべし」との見解を示し、これを受けた河合町説が一般に採られている⁽³⁷⁾。しかし木部を「きのへ」と呼ぶなら、広瀬町大塚・大垣内あたりに求めるべきであることは今更言を重ねることはあるまい。木上（城上）の表記は「木部」および「木戸」と変わったものと考えたい。

残念ながら木部庄の詳細は不明である⁽³⁸⁾。しかし法隆寺の荘園の中に佐保田庄があることが注意される。いうまでもなく佐保田は佐保の地であり、長屋王の作宝樓があり、木簡にも「佐保」が見え、御園かと考えられている。あるいは佐保も木上も長屋王の変の後、一旦は没官地となり、いつかの時点で、そのすべてか一部かは判らないが、法隆寺に施入されたのではなかろうか。

さらに言えば、推古十四年紀には「是歲冬、於倭國、作高市池・藤原池・肩岡池・菅原池。」とあるのに対し、『聖德太子伝暦』下巻には是歲秋九月、太子が「衆生之命、事據水田、水田之本、在於池陂、（中略）望命諸國興民築池」と奏したため、天皇が冬十月に諸国に池を作らせたという。倭国では、右の四つの池に三立池・山田池・鎌池が加わっている⁽³⁹⁾。三立池が三立岡の周辺の池を指すとすれば、法隆寺の主張が盛り込まれているとも考えられる。

ところで木上が木部と表記されるなら、片岡司の進上木簡に、持丁木部足人、木部百嶋らの名前があることを想起する必要がある。奈良時代の音韻の上からは、問題の生じる余地があるが、片岡に木部というウヂまたはウヂ十部を名乗る人物が居た事実と、平安時代以降、木上などの表記が木部とかわったことは認められるわけである。

ここで木部足人らの木部がそのまま居地にちなむウヂなのか、またはウヂ十部なのか、ということであるが、まず後者の場合、考え

らるのは紀臣の部民とする考え方である。⁽⁴¹⁾ 紀部・木部・城部の人名の分布は、山背・河内・美濃・武藏・下野・出雲・周防・阿波に見られ、⁽⁴²⁾ 大和にあってもおかしくはない。ことに隣郡である平群郡に式内紀氏神社があり、紀臣の本拠地との有力な説があるからである。

次に奈良時代にあっても、時として木上が木部とも呼ばれることがあり、その地名をもつてウデとするようなことは有り得ないであろうか。もしそうとした場合、足人らは木上から片岡司へ出向いていたとも考えられることとなる。近隣の御田の間に同一人物が関係する例としては、耳成御田と矢口司と両機関の進上状の署名者として、太津嶋の名が見えるが、しかし持丁という身分の足人らと、署名者太津嶋とは一律に扱えないとも言えよう。いずれともにわかれ決し難い問題であろう。

結　び

高市皇子の木上（城上）宮はその没後、長屋王の御田としての木上司に伝領されたと考える。そして挽歌にみえる「百済の原」は広瀬郡の百済、木上は高市皇子墓の伝承地である三立岡の東方ならびに南方一帯、すなわち馬見丘陵の南部とその丘麓部に広がるのちの「城戸郷」と考えたい。そして御園である片岡司とは近接しており、

藤原氏の関係する土地とも接しており、おそらくは長屋王の死後、その父の遺領を継承した木上司を含む木上の御田は弘福寺や法隆寺の寺領となつたと推定した。片岡御園のその後については定かでないが、木上御田と近接していた場合を想定すると、興福寺領となつた可能性も考えられるであろうことを叙述した。

推論を重ねたところが多いが、古代律令制の枠の中にあって、こうした皇子の宮の伝領と貴族の所領地の大寺の寺領への転換という土地の継承のありかたが、初期荘園の成立との関わりもあって関心をひくところであるが、ひとまず筆をおくこととする。

註

(1) 渡辺晃宏「長屋王家の経済基盤」（奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館一九九一年）
角林文雄「長屋王家政経済関係木簡考証」『続日本紀研究』二七七一九九一年）

(2) 福原栄太郎「長屋王家形成についての基礎的考察」（同右）
家政機関の本主すなわち所有者が誰であったのかは、重要な課題であり、等閑視するものではないが、小論では財政的に不可分な関係にあつたとする渡辺氏の指摘（註（1）論考）のとおり、総括的な意味で長屋王家として論を進めた。

なお右の課題についてまとめた論考に、平石充「長屋王家木簡」にみえる家政機関「研究動向を中心」（『史学研究集録』一七一九九二年）がある。
(3) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二一・二三に記載されたもので、同概報二五において訂正された分は、それに従っている。

- (4) 森公章「長屋王邸宅の住人と家政機關」(奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館 一九九一年)
- (5) 福原栄太郎 訳(1)論文
- (6) 渡瀬昌忠「万葉殯宮考—城上の宮・序説—」(『万葉・その後』 墓房 一九八〇年)
- (7) 和田萃「殯の基礎的考察」(『史林』五二一五 一九六九年、後に『論集 終末期古墳』 墓房 一九七三年に収録)
- (8) 同「百濟宮再考」(『明日香風』一二 一九八四年)
- なお、和田氏も触れておられるように、木上の大字飛鳥木部説を最初に提起したのは、折口信夫『万葉集辞典』(一九一九年)であろう。
- (9) 『万葉集』の注釈書に、和田説が用いられることが多い。例えば渡瀬昌忠「卷二 一九九〇二〇一」(『注釈万葉集(選)』有斐閣新書 一九七八年)。
- (10) 平林章仁「敏達天皇系王統の広瀬郡進出について」(『日本書紀研究』一四 一九八七年)
- (11) 福原栄太郎 訳(1)論文
- (12) 平林章仁 註(9)論文
- (13) 「大和国弘福寺牒」(『平安遺文』四四四)
- (14) 「大和國弘福寺牒案」(『平安遺文』四七三)
- (15) 室町期頃の作成(『日本莊園絵図集成』上、所収)
- (16) 渡瀬昌忠 註(8)論考
- (17) 直木孝次郎「磐余と天香具山」(『奈良』岩波新書 一九七一年)、他に真弓常忠「天香山と畠火山」(学生社 一九七一年)など。
- (18) 木村芳一「奈良盆地条里的復原史料(広瀬郡)」(『奈良県史4 条里制』名著出版 一九八七年 五九九頁)
- (19) 池田末則「平安朝時代の郷名」(『河合町史』一九八一年)
- (20) 並河永『日本輿地通志』大和之五(一七三四四年)
- (21) 例え、池田末則「平安朝時代の郷名」(『河合町史』一九八一年)は、城戸郷について広陵町説のあることを述べるが、結論は河合町城古をとる。その他『奈良県の地名』(日本歴史地名大系30 一九八一年)四三頁も同様である。
- (22) 『平安遺文』一四六〇
- (23) 香山連を賜つた荊氏は百濟貴族の出身である。香具山の近辺に百濟の地名が古代にあっても不思議ではない。しかし挽歌に詠まれた「百濟の原」は香具山より磐余を見つ通るのであるから、香具山より余程北方でなければならない。
- 難波に安宿王の家地などがあつたことは、『大日本古文書』(編年)四十四八~四四九頁。
- (24) 小林謙一「長屋王邸宅の屋根瓦」(奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館 一九九一年)
- (25) 「奈良県の地名」(日本歴史地名大系30 一九八一年)の「馬見丘陵」「片岡」の項、『角川日本地名大辞典29 奈良県』(一九九〇年)の「馬見丘陵」「片岡」の項。
- (26) 『平安遺文』四四四
- (27) 『平安遺文』四六四〇
- (28) 田村吉永「片岡条里に就いて」(『大和志』四一九 一九三七年)、「王寺付近の条里」(『大和王寺文化史論』一九三七年)
- (29) 秋山日出雄「大和国条里推定復原図」(『国説日本文化史大系』三一九五六六年)、樞原考古学研究所編「大和国条里復原図」(一九八一年)、木村芳一「真野・墓門の条里について」(『上牧町史』一九七七年)、「真野・墓門の条里について」(『奈良県史4 条里制』名著出版 一九八七年)、なお墓門条里を示す数は私見に依った所がある。

(31) 奈良国立文化財研究所編『西大寺叡尊伝記集成』(一九五五年) 所収

(32) 井上寛司「弘福寺領大和国広瀬庄について」(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』一九七三年)

(33) 『大日本古文書』(編年) 七一

(34) 『大日本古文書』(編年) 三一四

(35) 法隆寺編『法隆寺藏尊英本 太子伝玉林抄』中巻(吉川弘文館 一九七八年) 四九二頁。

(36) 清水正健「莊園志料」一九三三年

(37) 朝倉弘「奈良県史10 莊園」(名著出版 一九八四年)

(38) ただし法隆寺藏の近世文書の中に、左記の文書が存在する。

「大塚村名寄帳」 甲六函 一八八号~一八九号

「大塚平尾安部池尻年貢帳」 甲六函 二〇三号~二〇四号

「広瀬郡安部村大垣内村宗旨帳目録扣」 乙五函 二七六号

(39) あるいはこの地域と法隆寺の結び付きの深さを示唆していようか。

『続群書類從』八伝部(続群書類從完成会) 二四頁。

(40) 木庭の「庭」は中西進編『万葉集事典』(講談社文庫) 一〇〇頁では訓仮名「ヘ」乙類、木部の「部」は同書九九頁では訓仮名「ヘ」甲

類である。

(41) 太田亮「新編姓氏家系辞書」及び『日本古代人名辞典』による。

(42) 津田左右吉「日本古典の研究」(下)一一一~一二二頁。なお紀氏の性格についての最近の研究については、中村修也「紀氏の性格に関する一考察」(『地方史研究』二二〇一九八七年)、栗原永遠男「紀氏再考」(『和歌山県史研究』一五一九八八年)、蘭田香融「大和政

權と古代の和歌山』(『和歌山市史』一 一九九一年)。

付記 小論は本年三月二九日に行われた、奈良国立文化財研究所における長屋王家木簡検討会で、その概略を口頭発表した。席上、直木孝次郎・狩野久・東野治之・館野和己の諸氏から有益なご意見を頂き、現地視察にも上記の諸氏に加えて寺崎保広氏にご同行頂いたことに対し、厚く御礼申し上げたい。ただ、その際のご助言を十分生かし切れていまま、研究史的素描の形に纏めることとなつたことをご寛恕願う次第である。

また資料の収集にあたつて梶木良夫氏にお世話になつた。厚く御礼申し上げたい。